

スポーツ少年団規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第38条及び第39条の規定に基づき設置された千葉県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

第2条 本団は、市町村体育・スポーツ協会等が設ける市町村スポーツ少年団をもって組織する。

第2章 目 的

第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成指導に努め、その活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録に関すること。
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成に関すること。
- (3) スポーツ少年団の育成と指導援助に関すること。
- (4) スポーツ少年団育成団体の組織化と育成に関すること。
- (5) スポーツ少年団体力テストの実施に関すること。
- (6) スポーツ少年団の全県的行事に関すること。
- (7) 日本スポーツ少年団が主催する諸行事及び全国的スポーツ諸行事への参加協力に関すること。
- (8) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (9) スポーツ少年団の顕彰に関すること。
- (10) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。

第5条 本団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本協会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

第6条 本団への加入は、市町村スポーツ少年団を経由して行い、日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。

2 前項の登録は、毎年度更新するものとする。

3 その他登録に関しては、日本スポーツ少年団が定めるスポーツ少年団登録規程によるものとする。

第5章 役 員

第7条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委員 若干名

第8条 委員は市町村スポーツ少年団が、その本部長、副本部長、役員の中から1名を選出する。

2 委員が他の役員に就任したとき、その後任は、その者の属する市町村スポーツ少年団から前項に従って選出する。

第9条 本部長及び副本部長は、委員総会で推挙し本協会理事会の承認を得て、本協会理事長が委嘱する。

2 前項のほか本協会理事長は、本協会スポーツ少年団担当理事のうち1名を副本部長に委嘱する。

3 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。

- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。
- 5 本部長、副本部長は就任と同時に常任委員となる。

第10条 常任委員は、委員総会で次の各号により承認された者を本部長が委嘱する。

- (1) 本協会スポーツ少年団担当理事
 - (2) 委員の中から別表1に定める地区ごとに1名、互選による者 地区代表者
 - (3) 本部長が指名する、本団指導者協議会役員及び学識経験者 若干名
- 2 地区代表常任委員は各地区を統括し本団事務局と連携し、各種事業の地区内での調整に努める。

第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第12条 本団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、常任委員会で推挙した者を委員総会の決議を経て、本部長が委嘱する。
- 3 顧問は本部長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

第13条 常任委員は、常任委員会を構成し、本団の団務を審議執行する。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し議長となる。
- 3 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なく常任委員会を招集しなければならない。

第14条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

- 2 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
- 3 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第15条 委員は委員総会を構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他団務に関する重要事項で本部長が付議した事項を審議決定する。

- 2 委員総会は毎年1回以上開催し、本部長が招集し議長となる。
- 3 委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 委員総会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
- 3 委員が委員総会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 本協会の代表理事、専務理事、各委員長は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第7章 専門部会

第18条 本団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務・事業専門部会
- (2) 種目別専門部会

(3) 広報専門部会

- 2 前項の他常任委員会の決議を経て、必要な専門部会を設けることができる。
- 3 専門部会の規程は、常任委員会の承認を得て別に定める。

第8章 指導者協議会

- 第19条** 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。
- 2 指導者協議会の組織、事務等については、常任委員会の承認を得るものとする。

第9章 リーダーズクラブ

- 第20条** 本団に次代の指導者の確保と養成を図るため、リーダーズクラブを置く。
- 2 リーダーズクラブの組織、事務などについては、常任委員会の承認を得るものとする。

第10章 会計

- 第21条** 本団の会計は、本協会の定款及び経理規程の定めるところによる。
- 2 本団の経費は、指導者と団員の登録料及び日本スポーツ協会補助金、その他をもって充てる。
 - 3 登録料の額は申し合わせ事項として別に定める。

第11章 事務局

- 第22条** 本団の事務は、本協会事務局で行う。

第12章 規程の変更

- 第23条** この規程は、常任委員会及び委員総会で出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本協会理事会の承認を得て変更することができる。

附則

- この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月21日理事会議決）
- 2 平成31年4月1日 一部改定

別表1 （地区区分表：11地区）

千葉	千葉・市原
船橋	船橋・市川・習志野・八千代・浦安
東葛	松戸・柏・野田・流山・我孫子・鎌ヶ谷
印旛	佐倉・成田・四街道・酒々井・八街・富里・栄・印西・白井
香取	香取・神崎・東庄・多古
海匝	銚子・旭・匝瑳
山武	東金・大網白里・九十九里・山武・芝山・横芝光
長生	茂原・一宮・白子・長柄・長南・睦沢・長生
夷隅	勝浦・大多喜・いすみ・御宿
安房	館山・鴨川・鋸南・南房総
君津	木更津・君津・富津・袖ヶ浦

登録料に係る申し合わせ事項

スポーツ少年団規程第21条第2項及び第3項に基づき、登録料（年額）を以下のとおり定める。

- | | | | | |
|---|---------|---------|--------------|-------|
| 1 | 指導者の登録料 | 1,200 円 | 内訳：日本スポーツ少年団 | 700 円 |
| | | | ：千葉県スポーツ少年団 | 500 円 |
| 2 | 団員の登録料 | 500 円 | 内訳：日本スポーツ少年団 | 300 円 |
| | | | ：千葉県スポーツ少年団 | 200 円 |